

系列会社の同一入札参加に関する事務取扱

平成18年12月 松江市水道局

競争参加の公平性を確保し、入札の適正さが阻害される危険性を排除するため、以下の場合のような、一定の関係(資本的关系、人的関係)にある複数の者(「系列会社」)の同一入札への参加は認めないことといたします。同一入札に参加する複数の者の関係が、1.に掲げる基準に該当する場合は、2.に掲げる取扱いを行いません。

1. 同一入札への参加が制限される基準

資本関係の繋がりがある場合

= 親子関係にある会社同士ないし親会社を同じくする子会社同士の入札参加

ある会社からみた場合、子会社とされる会社は以下の通りです。

直接、議決権総数の百分の五十を超える議決権を所有している場合
ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を所有している場合
子会社が議決権の過半数を所有している場合

取締役等の兼任(人的関係)が有る場合

= 同一人物が複数社の経営(業務執行)に関与している場合

一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」をかねている場合です。

「役員」とは、以下の通りです。

代表取締役(会社の代表権を有する取締役)

取締役

管財人

委員会設置会社における執行役又は代表執行役。

2 . 該当する場合の取扱い

本取扱を適用する入札については、本取扱の同系列会社に該当する複数の者のした入札は、無効とする旨を入札公告等に記載します。

本取扱に該当する複数の者のした入札は、無効といたします。

本取扱に該当する者が、基準に該当することに気付き、一者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

本取扱に該当する者が、本取扱に抵触することを防ぐ目的で、辞退者を決めるために、本取扱に該当する者同士が連絡し合うことは談合と解しません。

有資格業者から、個別の入札案件に際して、自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当について照会があった場合は、該当入札案件についてのみ、文書での照会を認め、回答も文書で行なうものとします。

有資格業者が系列関係に変更（新規に該当する事態が発生した場合、或いは該当しなくなった場合）を生じた場合は、速やかに文書にて水道局に届け出るものとします。

3 . 事実確認の方法

別紙様式「系列会社についての届出書」を競争入札参加資格審査（確認）申請の際、提出を求め、同届出書に基づき確認する。虚偽の申請をした場合は、入札書を無効とします。

4 . 本取扱は、平成18年12月1日以降、公告等を行なう入札より適用するものとする。

